消火器の使い方

始業前に読む文例です。職場の消火器の場所、使い方、消すのをやめる判断、消火器の前に物を置かない理由をまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長、安全担当者、または自衛消防隊のメンバー	始業前。レイアウトを変えたあとや、避難訓練の前	職場の消火器（放射しない状態で）と、避難経路図

読み上げる文例

おはようございます。今日は、職場の消火器の話です。どこにあるか、どう使うか、そして何より、使わない方がよいのはどんなときかです。

消火器で消せるのは、火の出始めの小さな火です。火が自分の背より高くなった、煙が広がってきた、背中側に逃げ道がない。そのときは消すのをやめて、避難して知らせるのが正しい判断です。

よくある場面を考えましょう。少しのあいだだけのつもりで、消火器の前にパレットを置く。その間に隣の配電盤から火が出て、消そうと駆けつけた人がパレットをどけるのに時間を取られます。

使い方を確認します。安全ピンを抜く、ホースを炎の根元に向ける、レバーを強く握る。ほうきで掃くように左右に動かし、距離をとって、逃げ道を背にします。

消火器には、使える火災の種類がラベルに表示されています。通電している配電盤に水をかけると感電の危険があります。迷ったら無理をせず、避難して知らせます。

消火器の前に物を置かない、ドアの押さえに使わない。少しでも使ったら、詰め替えのために報告します。消火器がどこにあるかは、職場の誰もがすぐに言えるようにしておきます。

最後に、今日は一人ひとりが、自分の持ち場から一番近い消火器と、そこから一番近い出口を確かめてください。指差呼称で「消火器よし、出口よし」。

法令の定め

- 消防法施行令第3条の2第2項は、防火管理者が消防計画にもとづいて消火、通報及び避難の訓練を実施することを定めています。
- 労働安全衛生規則第289条は、火災の原因となるおそれのある物を扱う場所などに、予想される火災の性状に適応した消火設備を適当な箇所に設けるよう事業者に求めています。

出典：消防法施行令第3条の2、労働安全衛生規則第289条（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **消すのはどんなときで、避難するのはどんなときですか**
 *答えの例：*消すのは、火が小さく、消火器の種類が合っていて、背中側に逃げ道があるときだけです。それ以外は避難して知らせます。消防計画にもとづく消火、通報、避難の訓練は、防火管理者が実施します（消防法施行令第3条の2第2項）。

2. **消火器のホースはどこに向けますか**
 *答えの例：*炎の根元です。距離をとり、左右に動かして放射します。炎の先に向けると、消火薬剤を無駄にします。

3. **消火器の前に物が置かれていたら、どうしますか**
 *答えの例：*安全にできるならすぐにどけて、職長に知らせます。使った消火器は詰め替えのために報告します。消火設備は、予想される火災に適したものを適当な箇所に設けることになっています（安衛則第289条）。

出席者

日付 _____　職場 _____　進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。